

主張

【復興に力を】

7月の大雨被害に遭われた方々には、心よりお見舞を申し上げます。

我が家も会社も大きな被害を受けずに済みましたので、7日は消防団詰所へ、8日(日)の午後には吉田に入りました。9日は大浦地区、10日は三間に入った後、ボランティアセンター立ち上げの応援に入りました。以降、会社の軽トラで吉田町の被災ゴミ運搬の仕事のお手伝いをさせて頂きました。

当然、議員として、様々なお困りの情報を頂いた際には、所管に確認したり提案をさせて頂いたりもしましたが、まずは、現地で汗をかくことからスタートした次第です。この広く大きな被害を見るに付け、じっとしてられない心境でした。このニューズレターが皆さんに届く頃には、落ち着いた所も出てきているのかとも思いますが、完全復興のために、議員として渾身の力を込めて尽くしてまいります。

何分にも、大きな被害が広い地域に及んでおります。市としての優先順位もあり(国・県レベルの大きな順位付けも)まして、ご要望にすぐに応えられないところも在ります。対応が後回しになっているとお感じのところもありましようが、どうか、宇和島トータル(全体)で考えて、気持ちを合わせて復興に向かうことが出来ればと思います。

国では、8月2日、平成30年7月豪雨被災者生活支援チー

※1 予備費1,058億円を使った政策パッケージ。 http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/h3007_shien_package.pdf

※2 具体的な達成目標を掲げた上で、目標達成の上でやらねばならないこと、困難なことを列挙し、優先順位を付けた上で達成までの大まかなスケジュールの全体像を、時系列で表現したものの、Wikipediaより

【暑さ対策の提案】

7月17日正午前、愛知県豊田市梅坪(うめつぼ)町の市立梅坪小学校(児童数730人)の教室で、校外学習先から戻った1年の男子児童(6)の意識がなくなり、倒れたと学校から119番通報があった。児童は救急搬送されたが間もなく死亡が確認された。重度の熱中症である熱射病と診断されたといいます。※1

学校現場では、水筒持参等で水分補給に注意はされているのですが、宇和島市では、小学校※2の普通教室のエアコン整備率は0%です。また、体育館にもエアコンの整備は計画されておりません。今回の事故を重く見て、小学校のエアコン整備を前倒して行おうという検討は始まった(国も県も市も)ようです。※3

早ければ、来年の夏には教室へのエアコン整備は出来るのかも知れませんが、日最高気温が 35℃を超える猛暑日が続く日々に、対策として、吉田支所前で見つけた「移動式ミスト付き扇風機」(写真a)の導入を薦めました。およそ、30万円の機械で、移動式です。また特筆すべきは、ミストの

ムにて被災者の生活・生業の再建に向け緊急に対応すべき施策が「生活・生業再建支援パッケージ」※1として決定されました。この政策について予備費等で緊急に対応することが、3日の閣議で決定致しました。例えば、全壊家屋に加えて、半壊家屋の解体費用も補助対象にされるなど、特例措置も設けられています。

特に、今回の大雨で、吉田町のみかん農地の多くが甚大な被害を受けました。園地が復興されれば次の収穫の季節に果実を得られるような作物でないことは申すまでも無いことです。みかん山はみかんの木ごと流され、その土砂が海まで届いたところもあります。農道は寸断され、現状の把握に入れぬ園地もあるといいます。大切に育てていたみかんの木は枯れてしまいました。運搬用のモノレールのレールや灌水や農薬散布の省力化に役立ったスプリンクラーの配管も崩壊しています。施設の復旧にも相当の時間が必要です。

宇和島の農業を守る為に、ボランティアの作業範囲の拡大を働きかけて、一人でも多くの方に、農業を続ける意欲を取り戻して頂きたいと思います。また、制度資金の拡充と公的資金による圃場・園地の復興のロードマップ※2を示すことで、実質的「離農者0」を目指したいと思います。

粒が細かい物(同社の機器)であれば、屋内でも(柔道場や体育館での導入例も在る)使用可能だということです。各学校に一機でも準備を進めてみてはどうかと思い提案をいたしました。

市民の皆さんにも、一緒に声を上げて頂ければと思います。



◀写真a

【教員の働き方改革を】

宇和島市でも、4月から小中学校に校務支援ソフトが導入されました。本来であれば、国全体であるとか都道府県(北海道で行われているように)で共通したソフトが導入され、他の市や町へ異動しても改めて操作方法などを憶えなくても良いようなもの※1があれば良いのですが、待ってられず(笑)宇和島市は独自で導入を実現しました。時短(労働時間短縮)も含めた効果のほどは、所管の集計を待ちたいと思いますが、確実に導入の効果が上がっているようですので期待して待つていたいと思います。(ご興味のある方は、文科省の校務支援システム導入・運用の手引きなどをご覧ください。※2)

教職員の長時間勤務については、本会議でも何度も取りあげてきましたが、そんな中で、28年6月から出退庁管理を行うという答弁がありました。タイムレコーダーを入れて、勤務時間を把握してはどうかという指摘も致しましたが、校務支援ソフト導入により、先生方の就労時間が把握できるという事でありましたので、その実態もまもなく明らかにされることでしょう。6月議会の答弁によると、平成28年度の平日の勤務時間が10.41時間、平成29年度が10.38時間であるというので、平日の残業だけで3時間弱、22日間で66時間ほどあると言います。では、一週間の時間外労働はどの程度か問うても、回答は得られないのです。

過労死ラインは、月平均80時間と言われるのはご存じのとおりですが、それを越えている人はいるかと言っても、明確な答えは出てこないのです。

その時間外労働について、残業命令は出ているかという、出ていません。教員は、どれだけ働いても「残業代」はでません。その代わりに給料の4%にあたる教職調整額(残業手当に換算すると月7~8時間分)が全員に支給されていまして、先生方の時間外労働は、その4%分を除くとサービス残業といえます。

残業命令が出ていない時間外勤務中に事故が起こったらどうするのでしょうか。就業時間も把握していない、ずさんな労務管理状態で過労事故が発生した場合に、管理者はと

うせんに責任を問われることになるでしょう。

部活の指導時間はどの程度なのでしょう。各地で、定期の休日を設けるなど部活の時間を制限する動きがありますが、宇和島ではどのようにして部活動指導時間の適正化を進めようしているのでしょうか。

スポーツ庁のガイドラインによると、週二日以上の休養日を設け、一日の活動時間は平日で2時間。休日で、3時間程度とされています。

また、部活の指導にも高い専門性が必要かと思われるのですが、日本スポーツ協会の平成26年度の調査によると、中高とも4割を越える教員が未経験の部活で顧問をしているといいます。競技特性を理解しない指導は、生徒の怪我を招き、身体の成長を妨げかねないと思います。

本題に戻りますが、教師の長時間勤務が問題なのは、授業や授業の準備に支障が出ていることであります。教育の質の確保の観点から、この現実を重く受け止めるべきなのです。

昨年、中央教育審議会は「学校における働き方改革にかかる提言※3」をまとめましたが、これは、部活動の在り方などの個別の課題に対するものだけでなく、学校教育における、教師の果たす役割まで問い直す必要性を指摘しています。欧米の学校では、教師の仕事は授業とその準備に限られることは知られていることかもしれませんが、日本では、部活顧問・生活指導・教育相談・給食指導、掃除の監督、あらゆる場面に及びます。子供らの人格形成に関わるのが教師の職務とされています。とすると、教師の長時間労働改善する為には、子供に関わるものは、なんでも学校が引き受けるという考えを変えることが必要なのではないかと思えます。先生方の業務の一部を、外部人材に委ねることを進めるべきです。また、学校・家庭・地域、三者の関係を見直し、学校のなすべきこと、家庭が果たすべき役割、地域で賄えることは何かを、改めて整理をするべきではないかと思えます。皆さんにも是非に、ご一考頂きたいと思います。

【参考】これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方※4

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等(事務職員等)	⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等)
①放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備(輪番、地域ボランティア等)
①学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃(輪番、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフに参画等)
①地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動(部活動指導員等)	⑫学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等)
〔※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。〕	〔部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。〕	⑬進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等)
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

※1 都道府県単位での統合型校務支援システムの導入促進に向けた共同調達・運用モデルの策定が検討されています。

※2 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/04/06/1369638_2_1_01.pdf

※3 平成29年8月29日 中央教育審議会初等中等教育分科会 学校における働き方改革特別部会 学校における働き方改革に係る緊急提言

※4 学校における働き方改革に関する緊急対策【概要】より転載